

NHK大河ドラマ「龍馬伝」の商標の取扱について（概要版）

【NHK大河ドラマ「龍馬伝」の商標、タイトル・ロゴ使用について】

1. 「龍馬伝」番組タイトルの商標、タイトル・ロゴの公式運用スケジュール

○現地事業者様向け・商標ロゴ説明会（9月）

○申請受付け～販売開始・販売期間

- ・商標ロゴの申請は、説明会后～随時受け付け
- ・商品販売解禁日・・・11月15日（「龍馬伝」放送開始の一ヵ月半前から）
- ・販売期間・・・原則として放送終了の2010年12月末まで。
その後、2ヶ月間（2011年2月末）をセルオフ期間

2. 「龍馬伝」商標・タイトルロゴの商業利用の具体的ルール

○「商標のみ使用する」場合・・・無償。商品名にも直接使用可
例）「長崎 龍馬伝 うどん」「龍馬伝 せんべい」等々

○「番組ロゴも使用する」場合・・・有料。商品名に直接使用不可
商品パッケージ等にシンボルマーク的に表示できる。

3. 商標・タイトルロゴの例外特例～広報的な利用

自治体や自治体に準ずる団体が地域PRのために利用する場合は、例外あり。
必ず事前にNHK広報担当者にご相談

4. 協議会の公募されたロゴ、キャラクターについて

「龍馬伝」というロゴタイプや言葉（商標）を商品名使用やパッケージ表示は
11月15日までは不可。それまでは広報的な運用限定。

なお、キャラクターは、「龍馬伝」という言葉を付記しなければ使用可。

<NHKへの事前の相談・問合せ>

原則として協議会が取りまとめますので、個々にNHKに連絡することはご遠慮
願います。